

事業報告書

平成30年度

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

社会福祉法人 岐阜龍谷会

岐阜市黒野404番地の1

目 次

I 社会福祉法人岐阜龍谷会事業報告

II 特別養護老人ホーム黒野あそか苑事業報告

III 短期入所事業報告

IV 老人デイサービス事業報告

V ケアハウス黒野あそか苑事業報告

VI ケアプランセンターあそか事業報告

I 社会福祉法人岐阜龍谷会事業報告

1 施設及び事業の運営

社会福祉法人岐阜龍谷会黒野あそか苑施設の維持管理、特別養護老人ホーム並びに短期入所事業、ケアハウス、老人デイサービス及び居宅介護支援事業の運営については、「利用者本位」、「自立支援」の理念のもとに、利用者には選ばれるサービスの提供体制の確立に努め、利用者の意思を尊重して、多様なサービスを総合的に提供し、自立した生活を目指すなかで家族や地域社会との連携を深めながら、心のよりどころとして、安らぎのある施設経営に努めた。

2 理事会、評議員会の開催

(理事会)

開催年月	審議事項
平成30年 5月29日	議案第1号 平成29年度事業報告(案)について(原案のとおり承認) 議案第2号 平成29年度決算報告(案)について(原案のとおり承認) 議案第3号 平成30年度第1次補正予算(案)について(原案のとおり承認) 議案第4号 定時評議員会の招集について 報告第1号 業務執行状況について
平成31年 3月25日	議案第1号 平成30年度第2次補正予算(案)について(原案のとおり承認) 議案第2号 職員退職手当給付規程の一部を改正する規程(案)について (原案のとおり承認) 議案第3号 平成31年度事業計画(案)について 議案第4号 平成31年度予算(案)について 報告第1号 平成30年度業務執行状況について

(評議員会)

開催年月	審議事項
平成30年 6月12日	議案第1号 平成29年度事業報告について(原案のとおり承認) 議案第2号 平成29年度決算報告について(原案のとおり承認)

3 監事会の開催

開催年月	審議事項
平成30年 5月22日	平成29年度社会福祉法人岐阜龍谷会及び黒野あそか苑各施設の事業運営と会計経理について(指摘事項なし)

4 資産の管理

資産は常に良好な状態で運用できるよう維持管理に努めた。

5 安全対策

避難・消火・通報訓練を実施し災害時における利用者の安全確保に努めた。

(実施については、全体2回、部署随時。)

6 介護保険対応

介護支援専門員（ケアマネージャー）の介護認定と保険者（市町村）における事務処理、さらに国保連合会との一連の手続き等にも、問題なく円滑な運営が図られるようになり介護保険制度に求められている「利用者本位」、「自立支援」に答えられる、施設経営の内容の向上に努めた。

7 研修

(主な研修一覧)

No.	主催者・研修内容等	延べ参加者数
1	岐阜県社会福祉協議会研修、岐阜県福祉総合相談センター研修・岐阜県老人福祉施設協議会研修	19名
2	各種行政関係機関主催研修説明会	2名
3	全国老人福祉施設協議会主催研修会ほか民間外部団体等研修会	2名
4	施設内研修会	170名

8 地域貢献事業（認知症カフェ「ほっとカフェあそか」の開設）

高齢社会の急速な進展の中、身体能力及び認知機能の低下をきたしている高齢者が増加してきている。当施設のある黒野校下でもこうした高齢者が増えてきており、高齢者に対する福祉相談を実施するとともに認知障害のある方への対策として、認知症の方とその家族や友人が新たな関係を構築したり、役割を持って過ごしたりすることができる場所を開設する。また、認知症の方とその家族や友人が安心して過ごし、悩みを共有することにより、認知症の方が住みなれた地域でくらすことができるよう認知症カフェ「ほっとカフェあそか」を開設し、認知症の方の支援及び地域貢献を目的に事業を実施した。

II 特別養護老人ホーム黒野あそか苑事業報告

特別養護老人ホームの入所基準は、介護保険法における要介護認定において、原則として要介護3以上の判定を受けた者及び64歳以下の者で特定疾患により要介護3以上の判定を受けた者を対象とする。

黒野あそか苑では、利用者の生活と人権を最大限尊重しながら、快適で生き甲斐のある生活が送れるよう介護サービスを提供するとともに、心のケアにも力を入れ、ビハラー法座のご協力を得るなど安らぎや職員との信頼関係の構築に努めた。

また、職員の介護に対する意識啓発・組織人としての意識改革を図り、各種研修会を通

して、またOJT研修を通して専門知識・技術の向上に努めるなどより良い介護サービスの提供を目指した。

1 生活相談

利用者一人一人のケアプランを立て、それに基づき各個人の目標を定め、本人に説明し了承を得た上で個別処遇を実施し、その評価に基づいて介護認定の更新ごとにケアプランの見直しを行い、達成者には新たな目標を、未達成者には継続ある援助を行った。

各個人のニーズに合わせたサークル活動、レクリエーション等のプログラムを立て、利用者それぞれが自分の楽しみとする活動に参加できる体制を築くよう努力しながら、利用者のADL等を細かく記録し、自立した日常生活が送れるようにリハビリ等の援助を行った。

同時にQOLの向上を目標に、各利用者の訴えや希望をできる限り実現するように努め、担当グループ及び担当介護職員を中心に個別援助や苑外処遇を実施した。

また、本人や家族からの苦情及び要望は真摯に受け止め、全職員一体となって利用者処遇の向上に役立てた。

2 食事に関する援助

職員で食事係を構成し、より良い食事形態を個々の利用者について検討するとともに、毎食の食事量・水分摂取量を記録し、管理栄養士との連絡調整を図り、自立した食事摂取ができるよう適切な声かけ・食事介助を行った。

日常とは異なった雰囲気ですらを楽しんでもらうため、本人の希望する選択メニューやお祝膳など食の楽しさに努めた。

行事等に合わせ太巻きやバイキング食等、季節感を味わうことができるような食事提供も積極的に実施した。

3 排泄に関する援助

毎回の排泄時間、量、状態を常に記録して利用者の健康状態を把握するとともに、その利用者に最適な時間帯でのトイレ誘導に努めるとともに、排便のない利用者に関しては下腹部のマッサージ、摘便、坐薬、薬を適宜使用するなど適切な処置を行った。

また、尿意、便意の曖昧な利用者に関しては、集中的に排泄に関する記録を取り、より適切な時間にトイレ誘導ができる体制を整えた。

安易なおむつ使用は寝たきりをつくる大きな原因の1つであることから、職員で排泄係を構成して利用者全体のおむつ外しを実施し、少しでも残存能力のある利用者には積極的にトイレ誘導を行い、自力排泄の喜びを知ってもらうよう努めた。

4 入浴に関する援助

入浴前には必ずバイタルチェックを行い、利用者の健康状態を再度確認するとともに、衣類の着脱の際には皮膚の異常の早期発見に努め、異常が認められた場合は速やかにその治療を行った。

自立した入浴を目指すため職員で入浴係を構成して、個々の利用者に対し最適な入浴方法を検討し、過剰介護とならないよう注意するとともに、介助方法の工夫をして自力で入浴できる環境作りを行った。

皮膚の疾患等の異常があり、医師から毎日入浴させるように指示のあった利用者に関しては、血圧の異常等がある場合を除いて入浴を行った。

5. 環境整備

共用部分である廊下、食堂、トイレ、手すりに関しては、消毒薬等での拭き掃除を行い、利用者の居室等は常に清潔を保つように職員や仏教婦人会等のボランティア協力によって清掃を行い、苑内の美化に努めた。

ベッドの布団、シーツは毎週交換して清潔を保ち、交換日以外でも汚れのひどい場合には随時交換を行うなど、快適な生活環境の確保に努めた。

利用者に昼夜の区別をしていただくため、普段着と寝間着の区別を明確にし、下着、衣類等は常に洗濯した清潔な物を使用し、常に清潔な衣類を着用できるよう努めた。

6. 医療と看護の援助

看護師により適宜利用者のバイタルチェックを行い、各個人の健康状態を把握するとともに記録に残し異常の早期発見に努め、異常が認められた場合は直ちに処置を行い、早期治療に努めるとともに継続して治療が必要な利用者に対しては、看護職員により毎日処置を行い、通院の必要な利用者は定期的に病院に受診し、疾患の悪化を防いだ。

また、内科医等による回診を週 2 回、精神科医による回診を隔週行い、疾患の治療、検査、健康管理のアドバイスを受けた。

更には、インフルエンザ・ノロウイルス等、感染症への対応について予防の周知徹底を図るなど、その万全を期した。

7. 会議

利用者の処遇向上のため介護員会議を月 1 回行い、各種情報の共有化を図りながら、利用者への統一した対応、また必要により業務内容の見直し、行事の計画等を話し合った。

その他経営会議を月 1 回開催し、サービス提供のあり方や収支の健全性を確認、また月 1 回のチーフ会議を通して、全職員の意思統一を図り利用者の処遇向上に努めた。

8. 建物設備管理

建物の維持、管理についてその安全性の確保を保つため職員は常に気を配り、破損箇所が発見された場合は直ちに上司に報告し、その修理を行った。

9. その他

介護事故に関する書式を作成し、どんなに小さな事でも報告を義務付け、職員全体で情報の共有化を図るとともに、その予防策について話し合い実施に努めた。

入所待機者に関しては、「岐阜県指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」に基づい

て評価し、緊急度に応じて入所案内するとともに、その記録を保存し透明化を図った。

Ⅲ 短期入所事業報告

短期入所事業は、要介護の状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の心身の機能維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とするもので、入所ベッド数20床を配置して在宅福祉サービスに努めた。

事業内容は以下のとおりである。

1 食事

介護計画に基づき、管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供した。

2 排泄

介護計画に基づき、利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を実施した。

3 入浴

介護計画に基づき、週2回以上の頻度で、身体状況にあわせ、一般浴、特別浴または清拭を実施した。

4 整容等

個人としての尊厳に配慮し、適切な整容を実施した。

5 機能回復訓練

介護計画に基づき、必要な機能訓練、レクリエーション等を実施した。

6 健康管理

血圧・脈拍・体温等を入所時と入浴前、また必要に応じて測定し、利用者の身体状況、精神状況等の観察を実施した。インフルエンザ等への予防対策について周知徹底を図った。

7 相談及び援助

利用者及びその家族からの相談に応じながら、可能な限り必要な援助を実施した。

8 行事

施設生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーションを企画、実施した。

9 送迎

身体状況、家庭の事情等から送迎が必要と認められる方について、家庭と施設間の送迎を実施。

10 その他

理美容、訪問歯科、喫茶ルームの利用等。

IV 老人デイサービスセンター黒野あそか苑事業報告

岐阜市内の長良川以北及び旧金華・旧京町校区を通常事業実施地域とし、在宅の要介護高齢者に対し通所介護サービス、要支援高齢者に対し介護予防通所介護サービスを提供することによって、利用者の自立支援、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とし、次のとおり事業を行った。

1 サービス提供日及び提供時間

- (1) サービス提供日 月曜日から土曜日まで（但し12月29日から1月3日は除く）
- (2) サービス提供時間 午前9時から午後16時30分まで。

2 利用定員 （月曜から金曜日）25名 （土曜日）15名

3 通常事業の実施地域 岐阜市内の長良川以北及び旧金華・旧京町校区

4 通所介護サービスの内容

①通所介護計画の作成

利用者の心身の状況、希望及び生活環境を踏まえて利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握し、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成した。

②食事の提供

管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況及び嚥下^{えんげ}状態等に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供した。

③入浴

通所介護計画に基づき、利用者の身体状況に応じて、一般浴槽及び特別浴槽により行った。

④健康チェック

血圧、脈拍、体温を必ず測定し、利用者の身体状況、精神状況等を把握、観察した。

⑤送迎

運転手に原則介護職員が付き添い、安全に心がけた。

⑥相談及び援助

利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めた。

⑦レクリエーション行事

- イ. 要介護高齢者に対し通所介護計画に基づき、利用者のADLの維持向上及び利用者同士及び地域住民との交流を図るため、レクリエーション等の提供を行った。
- ロ. 要介護高齢者に対し利用者の身体的及び精神的な健康維持向上のため、季節行事等を行い、苑周辺への散策等実施した。

⑧家族会

年に2回実施。利用者家族、担当ケアマネージャーを対象に、利用時の様子や活動を参観していただき、家族間の交流や、在宅介護の悩みの相談の機会を設けた。また、プログラムの中で、食事の試食会やご利用者とともに認知症の予防や進行抑制法（回想法）の見学体験を実施した。

5 岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの内容

①介護予防・日常生活支援総合事業サービス計画の作成

利用者の心身の状況、希望及び生活環境を踏まえて利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握し、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載したサービス計画を作成した。

②食事の提供

管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況及び嚥下^{えんげ}状態等に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供した。

③入浴

利用者の身体状況に応じて、一般浴槽及び特別浴槽により行った。

④健康チェック

血圧、脈拍、体温を必ず測定し、利用者の身体状況、精神状況等を把握、観察した。

⑤送迎

運転手に原則介護職員が付き添い、安全に心がけた。

⑥相談及び援助

利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めた。

⑦レクリエーション行事

- イ. 要支援高齢者に対し通所介護計画に基づき、利用者のADLの維持向上及び利用

者同士及び地域住民との交流を図るため、レクリエーション等の提供を行った。

- ロ. 要支援高齢者に対し利用者の身体的及び精神的な健康維持向上のため、季節行事等を行い、苑周辺への散策等実施した。

⑧家族会

通所介護サービス 4-⑧ に同じ。

V ケアハウス黒野あそか苑事業報告

60歳以上で、身体機能の低下により日常生活において自立できない方、高齢により独居生活に不安のある方、またホームヘルパーや居宅介護サービス等を利用する事で日常生活ができる方など、15名が入居。この方々に対して安全で快適な生活ができる住居を提供し、利用者の自立性の尊重を基本として明るく、心豊かに生活できるよう、生活相談などの各種サービスを以下のとおり実施した。

1 生活相談・助言

利用者の生活状況、心身の健康状態について把握し、また従来你的生活歴や家庭状況及び健康状態について把握し、各種相談に応ずるとともに適切な助言に努めた。

2 食事の提供

- ・利用者に適した食事を3食提供。(糖尿食も対応)
- ・利用者の健康状態により、食事形態を工夫するよう努めた。
- ・職員による検食、食事委員会での意見交換を実施した。

3 入浴の準備

清潔・衛生保持のため、入浴するよう助言した。

(13時30分から20時まで共同浴場を自由に利用できるよう準備した。)

4 緊急時の対応

非常警報装置や放送設備の活用により、緊急時の対応が迅速に行われるよう努めた。

(避難訓練 12 回実施)

5 居宅介護サービスの活用

利用者が個別の日常生活上、援助及び介護を必要とする状態になった場合、居宅介護サービスを受けることができるよう、必要に応じて対応を行った。

6 保健衛生

- ・健康の保持、疾病の予防に努めた（年 1 回集団健康診断実施）。
- ・殺菌灯付エアータオルを手洗場に設置。
- ・インフルエンザの流行時、うがい・手洗いを徹底した。

（健康診断の情報を提供、病気の予防対策の情報掲示及び助言）

7 利用者の活動への協力

利用者の生活が健康で明るいものとなるよう助言を行うとともに、自主的に趣味、教養娯楽、交流行事を行う場合など、必要に応じて協力した。（公民館活動等の行事に参加）。

8 懇談会の開催ほか

- ・健全な運営と利用者の快適で心身共に充実した生活の実現のために、必要な事項について意見交換の場を毎月 1 回開催し、安らぎある生活環境の提供に努めた。
- ・居室の安全保全のために、利用者立会いのもと居室点検を随時実施した。

VI ケアプランセンターあそか事業報告

次のとおり、介護支援専門員その他の職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供した。

1 事業運営の方針

- ① 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- ② 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- ④ 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

2 営業日及び営業時間

営業日 : 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く）

営業時間 : 午前9時から午後5時まで

3 居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料並びに実施地域

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとした。

- ① 利用者の相談を受ける場所は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行う。
- ② 使用する課題分析票の種類は、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- ③ サービス担当者会議の開催場所は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において開催する。
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、月1回以上必要に応じて訪問するものとする。
- ⑤ モニタリングの結果記録は、1か月に1回実施するものとする。
- ⑥ 通常の事業の実施地域は、岐阜市、山県市、本巣市及び北方町とする。